



## 第5章 いじめ問題等の再発防止に向けて

現代の学校教育において、大きな問題の一つとなっているのが「いじめ問題」です。

過去に発生した重大事案から、平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立し、本市でも平成26年（2014年）に「宝塚市いじめ防止に関する条例」（平成26年条例第40号）を制定するなど、社会全体としていじめの防止や早期発見など、その解決に向けた取組を進めてきました。

そうした中、平成28年（2016年）12月、本市において一人の市立中学校生徒が、学校でのいじめを理由として自らの命を絶ちました。

また、本市ではいじめ問題のみならず、教員による体罰やハラスメントにより、子どもたちの権利や心身が侵害され、傷つけられるという事案も発生してしまいました。

このような状態を非常事態としてとらえ、私たち教育委員会・学校は、「子どもたちのいのちと人権を守り、育てる」という、教育の最も根本的で大切な部分を改めて確認したうえで、これまでの取組を見直し、一から考えることで、再発を防ぎ、宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切にすることを決意しました。

令和2年（2020年）10月に市教育委員会が策定した『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』では、次の5つの柱を軸として、いじめ問題の再発に向けた取組を進めることとしました。

- 1 子どものSOSに気づく力を高めます
- 2 子どもの主体性を育てます
- 3 部活動を改革します
- 4 チーム学校で取り組みます
- 5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

第2次宝塚市教育振興基本計画では、次ページに示すとおりこの5つの柱と各施策の関係を明確にするとともに、8つの重点施策と合わせて毎年の事務執行等評価の中で点検・評価することで、これらの取組が適切に進められているか、また、その取組が時宜に応じたものとなっているかの確認を行い、必要に応じて修正や変更を行うこととしています。

**【宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針に掲げる5つの柱と関連施策】**

**1 子どものSOSに気づく力を高めます**

I-1-(3) 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策】

II-8-(4) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

**2 子どもの主体性を育てます**

I-4-(2) 子どもたち・教職員の人権意識を高めます【重点施策】

I-5-(4) キャリア教育やさまざまな体験学習の機会を提供します

**3 部活動を改革します**

I-3-(5) 部活動のありかたを改革します

**4 チーム学校で取り組みます**

II-7-(4) 教員の連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組みます

III-11-(1) 学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策】

**5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します**

I-3-(5) 部活動のありかたを改革します（再掲）

II-8-(4) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます（再掲）